

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目 2 番 2 0 号エコ計画浦和ビル
氏 名 株式会社 エコ計画
代表取締役 井上 綱隆

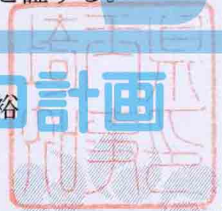
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事



大野 元裕



許可の年月日 令和 2 年 1 0 月 2 1 日

許可の有効年月日 令和 9 年 8 月 1 5 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、

廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、

感染性産業廃棄物、

鉱さい（※）、

廃石綿等、

ばいじん（※）、

燃え殻（※）、

廃油（※）、

汚泥（※）、

廃酸（※）、

廃アルカリ（※） 以上 12 種類

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

廃酸（pH2.0以下のものであって廃バッテリーに係るものに限る。）、

廃アルカリ（pH12.5以上のものであって廃バッテリーに係るものに限る。） 以上 2 種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記 1 のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田 2 5 0 番 5、2 6 2 番 1、2 6 7 番 7、字大谷 3 5 2 番 5、

3 5 2 番 6、3 5 2 番 7、字東高山 3 3 1 番 6、3 3 1 番 7 以上 8 筆（面積 2 2、6 7 3、7 2 m²）

に限る。

保管施設の概要は裏面別記 2 のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 5 年 8 月 16 日	指令中環第 7-61 号	新規許可
平成 26 年 8 月 8 日	指令産廃第 331-1 号	変更許可（「除く」品目 1 種類に 1 有害物質の追加）
平成 28 年 7 月 25 日	指令産廃第 438-1 号	変更許可（「除く」1 種類の追加）
令和 2 年 9 月 16 日	—	変更届（住所）
令和 2 年 10 月 21 日	指令北環第 52-3 号	更新許可（優良）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~ ・ 無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は「積替え保管を除く。」で扱うことができるもの、「●」は「積替え保管を含む。」で扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	○	-			○	○	○
カドミウム又はその化合物		-	-	○	-		○	○	○
鉛又はその化合物		-	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物		-					-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	○		○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	○	-		○	○	○
シアン化合物		-					○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		-					-	-	-
トリクロロエチレン		-				○	-	-	-
テトラクロロエチレン		-				○	-	-	-
ジクロロメタン		-				○	○	-	-
四塩化炭素		-				-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-				-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-				-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-				-	-	-	-
チウラム		-					-	-	-
シマジン		-					-	-	-
チオベンカルブ		-					-	-	-
ベンゼン		-				-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-		-	-	-
1,4-ジオキサン		-		-		-	-	-	-
ダイオキシン類		-		○	○		-	-	-

別記2

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸 (pH2.0 以下のものであって廃バッテリーに係るものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5 以上のものであって廃バッテリーに係るものに限る。) 以上2種類	4.5m ²	1.8m (屋内)	3.9m ³ (0.96m ³ 網籠×4個)

(以下余白)

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。